

酒税法及び酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律新旧対照表

○酒税法(昭和二十八年法律第六号)(抄)

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(製造免許等の要件)</p> <p>第十条 第七条第一項、第八条又は前条第一項の規定による酒類の製造免許、酒母若しくはもろみの製造免許又は酒類の販売業免許の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、<u>税務署長は、酒類の製造免許、酒母若しくはもろみの製造免許又は酒類の販売業免許を与えないことができる。</u></p> <p>一 免許の申請者(酒類の製造免許、酒母若しくはもろみの製造免許又は酒類の販売業免許の申請者をいう。第三号から第八号までにおいて同じ。)が第十二条第一号若しくは第二号(これらの規定を第十三条において準用する場合を含む)、<u>第五号若しくは第六号若しくは第十四条第一号、第二号若しくは第四号の規定により酒類の製造免許、酒母若しくはもろみの製造免許若しくは酒類の販売業免許を取り消され、又はアルコール事業法第十二条第一号、第二号、第四号若しくは第五号(許可の取消し等)(これらの規定を同法第二十条(準用)、第二十五条(準用)及び第三十条(準用)において準用する場合を含む。)</u>の規定により許可を取り消された日から三年を経過するまでの者である場合</p>	<p>(製造免許等の要件)</p> <p>第十条 [同上]</p> <p>一 免許の申請者(酒類の製造免許、酒母若しくはもろみの製造免許又は酒類の販売業免許の申請者をいう。第三号から第八号までにおいて同じ。)が第十二条第一号若しくは第二号(これらの規定を第十三条において準用する場合を含む)、第十二条第五号若しくは第十四条第一号若しくは第二号の規定により酒類の製造免許、酒母若しくはもろみの製造免許若しくは酒類の販売業免許を取り消されたことがある者又はアルコール事業法第十二条第一号、第二号、第四号若しくは第五号(許可の取消し等)(これらの規定を同法第二十条(準用)、第二十五条(準用)及び第三十条(準用)において準用する場合を含む。)の規定により許可を取り消されたことがある者である場合</p>

二 酒類製造者若しくは酒類の販売業免許を受けた者（以下「酒類販売業者」という。）である法人が第十二条第一号、第二号、第五号若しくは第六号若しくは第十四条第一号、第二号若しくは第四号の規定により酒類の製造免許若しくは酒類の販売業免許を取り消された場合（第十二条第二号の規定により酒類の製造免許を取り消された場合については当該法人が第七号又は第七号の二に規定する者に、第十四条第二号の規定により酒類の販売業免許を取り消された場合については当該法人が第七号又は第七号の二に規定する者に該当することとなつたことによる場合に限る。）又はアルコール事業法第三条第一項（製造の許可）、第十六条第一項（輸入の許可）、第二十一条第一項（販売の許可）若しくは第二十六条第一項（使用の許可）の許可を受けた法人が同法第十二条第一号、第二号、第四号若しくは第五号（これらの規定を同法第二十条、第二十五条及び第三十条において準用する場合を含む。）の規定により許可を取り消された場合（同法第十二条第二号（同法第二十条、第二十五条及び第三十条において準用する場合を含む。）の規定により許可を取り消された場合については当該法人が同法第五条第一号（欠格条項）（同法第二十条、第二十五条及び第三十条において準用する場合を含む。）に規定する者に該当することとなつたことによる場合に限る。）において、それぞれ、その取消しの原因となつた

二 酒類製造者若しくは酒類の販売業免許を受けた者（以下「酒類販売業者」という。）である法人が第十二条第一号、第二号若しくは第五号若しくは第十四条第一号若しくは第二号の規定により酒類の製造免許若しくは酒類の販売業免許を取り消された場合（第十二条第二号の規定により酒類の製造免許を取り消された場合については当該法人が第七号又は第七号の二に規定する者に、第十四条第二号の規定により酒類の販売業免許を取り消された場合については当該法人が第七号又は第七号の二に規定する者に該当することとなつたことによる場合に限る。）又はアルコール事業法第三条第一項（製造の許可）、第十六条第一項（輸入の許可）、第二十一条第一項（販売の許可）若しくは第二十六条第一項（使用の許可）の許可を受けた法人が同法第十二条第一号、第二号、第四号若しくは第五号（これらの規定を同法第二十条、第二十五条及び第三十条において準用する場合を含む。）の規定により許可を取り消された場合（同法第十二条第二号（同法第二十条、第二十五条及び第三十条において準用する場合を含む。）の規定により許可を取り消された場合については当該法人が同法第五条第一号（欠格条項）（同法第二十条、第二十五条及び第三十条において準用する場合を含む。）に規定する者に該当することとなつたことによる場合に限る。）において、それぞれ、その取消しの原因となつた事実があつた日以前

事実があつた日以前一年内に当該法人の業務を執行する役員であつた者で当該法人がその取消処分を受けた日から三年を経過するまでのものが酒類の製造免許、酒母若しくはもろみの製造免許又は酒類の販売業免許を申請した場合

三〇六 「略」

七 免許の申請者が国税若しくは地方税に関する法令、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和二十八年法律第七号）第十二条第六号及び第十四条第四号において「酒類業組合法」という。若しくはアルコール事業法の規定により罰金の刑に処せられ、又は国税犯則取締法（明治三十三年法律第六十七号）（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）において準用する場合を含む。）若しくは関税法（とん税法（昭和三十二年法律第三十七号）及び特別とん税法（昭和三十二年法律第三十八号）において準用する場合を含む。）の規定により通告処分（科料に相当する金額に係る通告処分を除く。）を受け、それぞれ、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなつた日又はその通告の旨を履行した日から三年を経過するまでの者である場合

七の二〇十二 「略」

（酒類の製造免許の取消し）

一年内に当該法人の業務を執行する役員であつた者で当該法人がその取消処分を受けた日から三年を経過するまでのものが酒類の製造免許、酒母若しくはもろみの製造免許又は酒類の販売業免許を申請した場合

三〇六 「同上」

七 免許の申請者が国税若しくは地方税に関する法令、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和二十八年法律第七号）若しくはアルコール事業法の規定により罰金の刑に処せられ、又は国税犯則取締法（明治三十三年法律第六十七号）（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）において準用する場合を含む。）若しくは関税法（とん税法（昭和三十二年法律第三十七号）及び特別とん税法（昭和三十二年法律第三十八号）において準用する場合を含む。）の規定により通告処分（科料に相当する金額に係る通告処分を除く。）を受け、それぞれ、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなつた日又はその通告の旨を履行した日から三年を経過するまでの者である場合

七の二〇十二 「同上」

（酒類の製造免許の取消し）

第十二条 酒類製造者が次の各号のいずれかに該当する場合には、  
税務署長は、酒類の製造免許を取り消すことができる。

一〇五 〔略〕

六 酒類業組合法第八十四条第二項（酒税保全のための勧告又は  
命令）又は第八十六条の四（公正な取引の基準に関する命令）  
の規定による命令に違反した場合

（酒類の販売業免許の取消し）

第十四条 酒類販売業者が次の各号のいずれかに該当する場合に  
は、税務署長は、酒類の販売業免許を取り消すことができる。

一〇三 〔略〕

四 酒類業組合法第八十四条第三項（酒税保全のための勧告又は  
命令）又は第八十六条の四（公正な取引の基準に関する命令）  
の規定による命令に違反した場合

第十二条 〔同上〕

一〇五 〔同上〕

〔新設〕

（酒類の販売業免許の取消し）

第十四条 〔同上〕

一〇三 〔同上〕

〔新設〕

○酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(昭和二十八年法律第七号)(抄)

(傍線部分は改正部分)

改正後

改正前

〔削る〕

(基準販売価格に係る告示)

第八十六条の二 〔略〕

第八十六条の二及び第八十六条の三 削除

(基準販売価格に係る告示)

第八十六条の四 〔同上〕

〔公正な取引の基準〕

第八十六条の三 財務大臣は、酒税の保全及び酒類の取引の円滑な運行を図るため、酒類に関する公正な取引につき、酒類製造業者又は酒類販売業者が遵守すべき必要な基準(以下「公正な取引の基準」という。)を定めるものとする。

〔新設〕

2| 財務大臣は、公正な取引の基準を定めるに当たつては、酒類製造業者又は酒類販売業者の適切な経営努力による事業活動を阻害して消費者の利益を損なうことのないように留意しなければならない。

3| 財務大臣は、第一項の規定により公正な取引の基準を定めるときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

4| 財務大臣は、公正な取引の基準を遵守しない酒類製造業者又は酒類販売業者があるときは、その者に対し、当該公正な取引の基

準を遵守すべき旨の指示をすることができる。

5| 財務大臣は、前項の指示に従わない酒類製造業者又は酒類販売業者があるときは、その旨を公表することができる。

6| 財務大臣は、おおむね五年ごとに公正な取引の基準に再検討を加え、必要があると認めるときは、これを改正するものとする。  
この場合においては、第二項及び第三項の規定を準用する。

(公正な取引の基準に関する命令)

第八十六条の四 財務大臣は、前条第四項の指示を受けた者がその指示に従わなかった場合において、酒税の円滑かつ適正な転嫁が阻害され、又は阻害されるおそれがあると認めるときは、その者に対し、当該指示に係る公正な取引の基準を遵守すべきことを命令することができる。

(国税審議会への諮問)

第八十六条の八 財務大臣は、第八十六条の三第一項の規定により公正な取引の基準を定めようとするとき(同条第六項の規定により公正な取引の基準を改正しようとするときを含む)、第八十六条の六第一項の規定により酒類の表示の基準を定めようとするとき又は前条の規定により重要基準を定めようとするときは、あらかじめ、国税審議会に諮問しなければならない。

[新設]

(国税審議会への諮問)

第八十六条の八 財務大臣は、第八十六条の六第一項の規定により酒類の表示の基準を定めようとするとき、又は前条の規定により重要基準を定めようとするときは、あらかじめ、国税審議会に諮問しなければならない。

(酒類販売管理者)

第八十六条の九 酒類小売業者（酒類製造業者又は酒類卸売業者であつて酒類製造業者及び酒類販売業者以外の者に酒類を販売する者を含む。以下この条において同じ。）は、販売場ごとに、財務省令で定めるところにより、当該販売場において酒類の販売業務に従事する者であつて、酒類の販売業務に関する法令（酒税法、この法律、未成年者飲酒禁止法（大正十一年法律第二十号）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号。第九十三条において「私的独占禁止法」という。）、アルコール健康障害対策基本法（平成二十五年法律第九号）その他の財務省令で定める法令をいう。以下この条において同じ。）に係る研修（小売酒販組合、小売酒販組合連合会又は小売酒販組合中央会その他の法人その他の団体であつて、財務大臣が、財務省令で定めるところにより、酒類の販売業務に関する法令の知識が十分であり、かつ、当該研修を適正かつ確実に行うことができる）と認めて指定したものが行うものをいう。第六項及び第九項において単に「酒類の販売業務に関する法令に係る研修」という。）を受けたものの中から酒類販売管理者を選任し、その者に、当該酒類小売業者又は当該販売場において酒類の販売業務に従事する使用人その他の従業者に対し、これらの者が酒類の販売業務に関

(酒類販売管理者)

第八十六条の九 酒類小売業者（酒類製造業者又は酒類卸売業者であつて酒類製造業者及び酒類販売業者以外の者に酒類を販売する者を含む。以下この条において同じ。）は、販売場ごとに、財務省令で定めるところにより、当該販売場において酒類の販売業務に従事する者のうちから酒類販売管理者を選任し、その者に、当該酒類小売業者又は当該販売場において酒類の販売業務に従事する使用人その他の従業者に対し、これらの者が酒類の販売業務に関する法令の規定を遵守してその業務を実施するために必要な助言又は指導を行わせなければならない。

する法令の規定を遵守してその業務を実施するために必要な助言又は指導を行わせなければならない。

2～4 〔略〕

〔削る〕

5 〔略〕

6 酒類小売業者は、第一項の規定により選任した酒類販売管理者に、財務省令で定める期間ごとに、酒類の販売業務に関する法令に係る研修を受けさせなければならない。

7 財務大臣は、酒類小売業者が前項の規定を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

8 財務大臣は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令することができる。

2～4 〔同上〕

5 酒類小売業者は、酒類販売管理者を選任したときは、三月以内に、財務省令で定めるところにより、当該酒類販売管理者に、酒類の販売業務に関する法令に係る研修（小売酒販組合、小売酒販組合連合会又は小売酒販組合中央会その他の法人その他の団体であつて、財務大臣が、財務省令で定めるところにより、酒類の販売業務に関する法令の知識が十分であり、かつ、当該研修を適正かつ確実に行うことができる）と認めて指定したものが行うもの（いう。）を受けさせるよう努めなければならない。

6 〔同上〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

9 | 酒類小売業者は、財務省令で定めるところにより、その販売場  
ごとに、公衆の見やすい場所に、酒類販売管理者の氏名及び当該  
酒類販売管理者が最後に酒類の販売業務に関する法令に係る研修  
を受けた日その他の財務省令で定める事項を記載した標識を掲げ  
なければならない。

(質問検査権)

第九十一条 財務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、  
酒類業組合等、酒類製造業者若しくは酒類販売業者若しくはこれ  
らの者とその事業に関して関係のある事業者に対し、その業務若  
しくは財産に関し必要な報告を求め、又は当該職員をして、これ  
らの者に対し質問し、若しくはその事務所若しくは事業所に立ち  
入り、業務若しくは財産の状況、帳簿書類（その作成又は保存に  
代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚に  
よつては認識することができない方式で作られる記録であつて、  
電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又  
は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）、設備、  
原材料若しくは酒類の検査をさせることができる。

2・3 [略]

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外)

[新設]

(質問検査権)

第九十一条 財務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、  
酒類業組合等、酒類製造業者若しくは酒類販売業者に対し、その  
業務若しくは財産に関し必要な報告を求め、又は当該職員をして、  
これらの者に対し質問し、若しくはその事務所若しくは事業所に  
立ち入り、業務若しくは財産の状況、帳簿書類（その作成又は保  
存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知  
覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつ  
て、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作  
成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）、  
設備、原材料若しくは酒類の検査をさせることができる。

2・3 [同上]

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外)

第九十三条 私的独占禁止法の規定は、酒類業組合等又はその組合員若しくは会員が第四十三条第一項（第八十三条において準用する場合を含む。）の規定により認可を受けた、又は認可を受けることを要しない協定に基づいて行う行為及び第八十四条第一項から第三項までの規定による勧告又は命令を受けた者が当該勧告又は命令に基づいて行う行為には、適用しない。ただし、当該協定に基づいて行う行為又は当該勧告若しくは命令に基づいて行う行為につき不公正な取引方法を用いるときは、この限りでない。

（公正取引委員会との関係）

第九十四条 財務大臣は、第四十三条第一項（第八十三条において準用する場合を含む。）の認可、第八十四条第一項から第三項までの規定による勧告若しくは命令又は第八十六条の三第一項の規定による公正な取引の基準の制定（同条第六項の規定による公正な取引の基準の改正を含む。）をしようとするときは、あらかじめ、公正取引委員会に協議しなければならない。

2 〔略〕

3 公正取引委員会は、酒類製造業者又は酒類販売業者の酒類の取引に関し、公正な取引の基準に違反する事実があると思料するときは、財務大臣に対し、その事実を報告するものとする。

第九十三条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の規定は、酒類業組合等又はその組合員若しくは会員が第四十三条第一項（第八十三条において準用する場合を含む。）の規定により認可を受けた、又は認可を受けることを要しない協定に基づいて行う行為及び第八十四条第一項から第三項までの規定による勧告又は命令を受けた者が当該勧告又は命令に基づいて行う行為には、適用しない。ただし、当該協定に基づいて行う行為又は当該勧告若しくは命令に基づいて行う行為につき不公正な取引方法を用いるときは、この限りでない。

（公正取引委員会との関係）

第九十四条 財務大臣は、第四十三条第一項（第八十三条において準用する場合を含む。）の認可又は第八十四条第一項から第三項までの規定による勧告若しくは命令をしようとするときは、あらかじめ、公正取引委員会に協議しなければならない。

2 〔同上〕

〔新設〕

<p>4  財務大臣は、酒類製造業者又は酒類販売業者の酒類の取引に關し、不正な取引方法に該当する事実があると思料するときは、公正取引委員会に対し、その事実を報告するものとする。</p> <p>第九十八条  次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一  第八十六条の四の規定による命令に違反した者</p> <p>一の二  [略]</p> <p>二・二の二  [略]</p> <p>二の三  第八十六条の九第八項の規定による命令に違反した者</p> <p>三  [略]</p>	<p>[新設]</p> <p>第九十八条 [同上]</p> <p>[新設]</p> <p>一  [同上]</p> <p>二・二の二 [同上]</p> <p>[新設]</p> <p>三 [同上]</p>
---	--

改正後	改正前
<p>(欠格条項)</p> <p>第五条  次の各号のいずれかに該当する者は、第三条第一項の許可を受けることができない。</p> <p>一 〔略〕</p> <p>二 第十二条第一号、第二号、第四号若しくは第五号(これらの規定を第二十条、第二十五条及び第三十条において準用する場合を含む。)の規定により許可を取り消され、又は酒税法第十二条第一号若しくは第二号(これらの規定を同法第十三条において準用する場合を含む。)、第五号若しくは第六号若しくは同法第十四条第一号、第二号若しくは第四号の規定により免許を取り消され、それぞれ、その取消しの日から三年を経過しない者</p> <p>三〇六 〔略〕</p>	<p>(欠格条項)</p> <p>第五条 〔同上〕</p> <p>一 〔同上〕</p> <p>二 第十二条第一号、第二号、第四号若しくは第五号(これらの規定を第二十条、第二十五条及び第三十条において準用する場合を含む。)の規定により許可を取り消され、又は酒税法第十二条第一号若しくは第二号(これらの規定を同法第十三条において準用する場合を含む。)、同法第十二条第五号若しくは同法第十四条第一号若しくは第二号の規定により免許を取り消され、それぞれ、その取消しの日から三年を経過しない者</p> <p>三〇六 〔同上〕</p>